

【表紙】

|                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                           |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                |
| 【提出先】          | 近畿財務局長                            |
| 【提出日】          | 平成25年6月27日                        |
| 【会社名】          | 神姫バス株式会社                          |
| 【英訳名】          | SHINKI BUS CO.,LTD.               |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 長尾 真                      |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                       |
| 【本店の所在の場所】     | 兵庫県姫路市西駅前町1番地                     |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社大阪証券取引所<br>(大阪府中央区北浜一丁目8番16号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である長尾 真は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である平成25年3月31日を基準日として、内部統制の評価を行った。財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

当社は、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社14社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

なお、連結子会社8社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している9事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として営業収益、売掛金、未収運賃及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加した。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

当社は、当事業年度に判明した、当社子会社元役員による不正行為を受け、平成23年3月期第1四半期から平成25年3月期第1四半期までの連結財務諸表を訂正するとともに、当該期間の内部統制の一部に重要な欠陥または開示すべき重要な不備があったとし、平成23年3月期及び平成24年3月期の内部統制報告書の訂正報告書を平成24年11月14日付で提出しております。

その後、第130期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書の「第2 事業の状況 3. 対処すべき課題」に記載していますとおり、当社は以下の再発防止策の実行に努めてまいりました。

- 子会社代表者兼務の原則禁止
- 当社グループにおけるガバナンスの強化
- 内部公益通報制度の見直し
- 当社による会計・経理業務支援
- コンプライアンス委員会の活動強化

その結果、当事業年度末時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

今後、これまでの取り組みを継続的にモニタリングするとともに、全社を挙げてコンプライアンスを重視する企業風土を醸成し、関係者の皆様からの信頼回復に全力を尽くしてまいります。